

立替払請求書・退職所得申告書の記入のしかた

記入・押印に当たってのお願い

- 記入事項は、黒のボールペンで、楷書（かいしょ）で記入してください。
- 枠からはみ出さないように記入し、数字は右づめで記入してください。
- 請求書及び申告書それぞれに押印してください。
- 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、その上に訂正印を押してください。
- 提出する前に、記入もれ、記入誤り、押印もれ、訂正した場合は訂正印のもれがないか、もう一度確認してください。
- 請求書及び申告書に記入もれや押印もれ等があった場合は、確認のため機構からお問い合わせさせていただくとともに、立替払が遅れる原因になりますので注意してください。
- 請求書及び申告書の記入方法等について、わからない点がございましたら、労働者健康安全機構未払賃金立替払相談コーナー又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

■「未払賃金の立替払請求書」の記入のしかた

独立行政法人 労働者健康安全機構理事長 殿		請求年月日		年 月 日	
請求者	フリガナ	印		男・女	生 年 月 日
	氏 名	大正 昭和 平成			年 月 日
	〒			※	
	現住所				
立替払請求金額	百万 拾万 万 千 百 拾 毫	円	電話番号	() -	

1 | まず「請求年月日」を記入します。

この請求書を機構に発送する日を記入してください。

2 | 「請求者氏名」を記入します。

- (1) 氏名は戸籍上の氏名を記入してください。婚姻等によって、証明書又は確認通知書に記載された「氏」が変わっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。
- (2) フリガナは必ず記入し、普通預金口座名義と同じフリガナを記入してください。
- (3) 自筆による署名でない場合は、押印を忘れないでください。
- (4) 男女いずれかに○を記入してください。

3 | 「生年月日」を記入します。

西暦ではなく、該当する元号に○をして、元号年（＜例：昭和＞32＜年＞）を記入してください。

4 | 「現住所・電話番号」を記入します。

- (1) 現在居住している住所を記入してください。また、郵便番号を忘れずに記入してください。
- (2) 現住所は番地まで正確に書いてください。住宅団地・アパート・マンション・社宅・宿舍又は寄宿の場合は、その名称・棟・号又は寄宿先の氏名を必ず記入してください。
- (3) 電話番号は、据付の電話番号のほか、携帯電話をお持ちの場合はその番号も記入してください。

(1) 請求書の右側にある「証明書」又は「確認通知書」の下欄「未払賃金の立替払額の計算」にある「未払賃金の立替払額」欄の金額を記入してください。なお、「未払賃金総額又は限度額」を誤って記入される場合がありますが、この場合は請求者に訂正していただくことになり、その分支払が遅れてしまうことになるので注意してください。

(2) 数字は右づめで記入し、桁を間違えないように注意してください。金額の前に空欄があるときには、直前の空欄に「¥」を記入してください。

立替払請求金額	百万	拾万	万	千	百	拾	毫

「証明書」又は「確認通知書」

未 払 貨 金 の 立 替 払 額 の 計 算	未 払 貨 金 の 立 替 払 額 の 計 算																												
未払貨金総額又は限度額 () 万円のいずれか・低い額	未払貨金の立替払額 ※ 1 円未満の端数は切り捨てる。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td><td style="width: 10%;">拾万</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">毫</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	百万	拾万	万	千	百	拾	毫								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td><td style="width: 10%;">拾万</td><td style="width: 10%;">万</td><td style="width: 10%;">千</td><td style="width: 10%;">百</td><td style="width: 10%;">拾</td><td style="width: 10%;">毫</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td><td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	百万	拾万	万	千	百	拾	毫							
百万	拾万	万	千	百	拾	毫																							
百万	拾万	万	千	百	拾	毫																							
円 × 0.8 =	円																												

- (1) 必ず請求者本人名義の普通預金口座を記入してください。(請求者本人以外の口座には振り込むことができません。法人名・屋号が記載された口座名義も不可です。)
- (2) 請求者本人の普通預金通帳を確かめて、金融機関名・店名・店番・普通預金口座番号を間違えないよう記入してください。また、店舗の統廃合により、店名・店番が変更されていないか確認してください。
- (3) ゆうちょ銀行を指定される方は、振り込み用の店名・店番・口座番号を記入してください。また、貯金通帳の写し〔表紙の裏側部分(振込用の店名・店番・口座番号が印字されている部分)〕を添付してください。
- (4) 外国人の方は、誤振込防止のため、預金通帳の写し〔表紙の裏側部分(口座名義人・口座番号・支店名等が印字されている部分)〕を添付してください。
- (5) 海外送金を希望する場合は、以下の書類(A～C全て)を「未払賃金の立替払請求書」に添付して提出してください。
 - A「海外送金申請書」(申請書は機構までお問い合わせください。)
 - B 本人確認ができる書類(aとb全て)
 - a 在留カード(両面)の写し
 - b パスポートの写し(顔写真のあるページ及び日本国入国日・出国日の記載された全ページ)
 - C 送金先銀行の通帳の写し(通帳がない場合は、口座を開設したことを証明する書類)

※ 1. 立替払請求額から振込手数料を控除してお支払いします。

※ 2. 15ページ記載の各種届出一覧「外国人が立替払する場合」を参照してください。

金融機関名							(番号を○で囲んでください。)
フリガナ							① 銀行 ② ゆうちょ銀行(郵便局) ③ 信託銀行 ④ 信用金庫 ⑤ 信用組合 ⑥ 労働金庫 ⑦ 農業協同組合(漁業協同組合は利用できません。)
本・支店(支所)名 (出張所)							(注意事項) 1 ゆうちょ銀行を指定される方は、振込用の店名・店番・口座番号を記入してください。 2 ゆうちょ銀行を指定される方は、預金通帳の写し(名義人・口座番号がわかる部分)を添付してください。 3 外国籍の方(日本語に不安がある方)は、誤振込防止のため、2と同様に預金通帳の写しを添付してください。
本・支店番号							
普通預金口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

10

■氏名、住所、振込先金融機関を変更する場合

氏名、住所、振込先金融機関を、破産管財人が証明している氏名、住所から変更がある場合及び振込先金融機関が変更となる場合は、右の「未払賃金の立替払請求者の氏名・住所・振込先金融機関変更届」を当機構のホームページからダウンロードして、必要事項を記載し、それぞれの項目の必要書類とともに提出してください。電話・メールによる変更は受け付けておりません。

- ※ 1. 「住民票の写し」を提出される場合は、本籍地、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。（未払賃金立替払制度では利用していないため）
- ※ 2. 15 ページ記載の各種届一覧を参照してください。

平成 年 月 日	
未払賃金の立替払請求者の氏名・住所・振込先金融機関変更届	
届出者（代表者） 氏名 住所	
※ 届出者（代表者）に委任したものでない場合は、届出者（代表者）の氏名・住所を記載してください。	
下欄のとおり氏名・住所・振込先金融機関を変更するもので提出ください。	
変更前	変更後
氏名	氏名
住所	住所
振込先金融機関	振込先金融機関
※ 届出者（代表者）に委任したものでない場合は、届出者（代表者）の氏名・住所を記載してください。	
○住所を変更した場合	
変更前	変更後
氏名	氏名
住所	住所
振込先金融機関	振込先金融機関
※ 届出者（代表者）に委任したものでない場合は、届出者（代表者）の氏名・住所を記載してください。	
○振込先金融機関を変更する場合	
変更前	変更後
氏名	氏名
住所	住所
振込先金融機関	振込先金融機関
※ 届出者（代表者）に委任したものでない場合は、届出者（代表者）の氏名・住所を記載してください。	

■「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」について

立替払金は、定期賃金分、退職手当分のいずれも、租税特別措置法第29条の4の規定により退職所得として取り扱われ、他の所得と分離して課税されます。

ただし、退職所得については、下記のとおり、退職所得控除が認められていますので、立替払請求書下欄の「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」に記入・押印がある場合は控除が受けられます。

したがって、「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」に必要事項を記入・押印して提出する必要があります。提出がない場合（未記入・押印がない場合）は、立替払額の20%相当額が源泉徴収されます。

なお、立替払金以外に他の退職手当がある場合（中小企業退職金共済制度等の社外積立の退職金の支給を受けている場合等）は、立替払請求書下欄の「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」ではなく、正規の「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」（税務署に備え付けのもの、国税庁又は機構のホームページからダウンロード可能）及び当該退職所得に係る「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」（写）の提出が必要となります。

上記申告書は、その名称から、退職手当に係る立替払の場合にのみ必要であり、定期賃金に係る立替払の場合は不要と誤解されがちですが、退職手当の未払いがない、定期賃金のみ未払いの場合であっても、必ず記入・押印してください。

- ※ 1. 個人番号（マイナンバー）は、未払賃金立替払制度では利用しておりませんので、記入していただく必要はありません。
- ※ 2. 15 ページ記載の各種届一覧を参照してください。

■「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」の記入のしかた

1 | 「退職した年」を記入します。

「年分」欄に請求者が退職した年を記入してください。

例) 平成29年1月に退職した場合は「29」と記入してください。

川崎北税務署長殿 市町村長殿	年分	退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書
	提出日	上記立替払請求書記載請求年月日のとおり

2 | 「氏名」を記入します。

請求者の氏名を記入し、必ず押印してください。

川崎北税務署長殿 市町村長殿	年分	退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書	
		提出日	上記立替払請求書記載請求年月日のとおり
氏名	印	退職年月日	年 月 日
退職した年の 1月1日現在の 住所	〒	あなたが退職 した会社にお ける勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 *1年未満の端数は 切り上げる。
現住所	上記立替払請求書記載のとおり		障害者になったことにより退職した事実の有無 有・無
非居住者の方は 国籍名を記入		入国年月日	年 月 日
退職所得の支払者 住所及び名称	所在地	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号	名称 独立行政法人 労働者健康安全機構

3 | 「退職した年の1月1日現在の住所」を記入します。

請求者が退職した年の1月1日現在の住所を記入してください。

例) 退職した年が平成29年の場合、平成29年1月1日現在の住所(住民登録された住所)になります。

川崎北税務署長殿 市町村長殿	年分	退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書	
		提出日	上記立替払請求書記載請求年月日のとおり
氏名	印	退職年月日	年 月 日
退職した年の 1月1日現在の 住所	〒	あなたが退職 した会社にお ける勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日 *1年未満の端数は 切り上げる。
現住所	上記立替払請求書記載のとおり		障害者になったことにより退職した事実の有無 有・無
非居住者の方は 国籍名を記入		入国年月日	年 月 日
退職所得の支払者 住所及び名称	所在地	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号	名称 独立行政法人 労働者健康安全機構

4 | 「退職年月日」・「退職した会社における勤続期間」を記入します。

請求者が当該会社を退職した年月日及び勤続期間について、証明書又は確認通知書の「雇入年月日」及び「基準退職日」を確認の上、記入してください。

なお、自(入社年月日)・至(退職年月日)は、証明書又は確認通知書の「雇入年月日」・「基準退職日」に書かれている年月日と同一になります。

また、勤続期間に1年未満の端数がある場合は切り上げて記入してください。

例) 勤続期間10年15日の場合、11年になります。

提出日	上記立替払請求書記載請求年月日のとおり			「証明書」又は「確認通知書」	
退職年月日	年	月	日	雇入年月日	年 月 日
あなたが退職した会社における勤続期間	自	年 月 日	年	⑤ 基準退職日	年 月 日
	至	年 月 日	年		
障害者になったことにより退職した事実の有無			有・無		
入国年月日	年	月	日		

5 | 「障害になったことにより退職した事実の有無」を記入します。

倒産により退職されているため、無に○を記入してください。

障害者になったことにより退職した事実の有無	有・無
-----------------------	-----

6 | 外国人の場合は「国籍名」及び「入国年月日」を記入し、以下の必要書類を提出してください。

非居住者の方は 国籍名を記入	入国年月日	年 月 日
-------------------	-------	-------

外国人の場合は、日本国内の税制の適用の有無を確認するため、また、振込を正確に行うため以下の必要書類を提出してください。

【必要書類（A～C全て）】

- A 在留カードの写し（両面）
- B パスポートの写し（「顔写真のあるページ」と「日本国入国日・出国日の記載された全ページ」）
- C 預金通帳の写し〔表紙の裏側部分（口座名義、口座番号、支店名等記載部分）〕

以上の、必要書類のAとBにて、以下の「日本国内に居住している要件」を満たしていることが確認できる場合は、退職所得の税制を受けることができるため、ほとんどの方が非課税となります。（立替払請求金額、勤務年数により課税となる場合があります。）

- | |
|--|
| 日本国内に居住している要件（基準退職日時点で）
① 1年以上日本国内に住所又は居所を有すること。
② 日本国内にいないこと。 |
|--|

なお、要件を満たしていることが確認できない場合は、非居住者とみなして所得税及び復興特別所得税（20%相当額）を源泉徴収することになります。

※ 1. 租税条約（協定）に関しては、別途手続きが必要となります。

※ 2. 15ページ記載の各種届出一覧「外国人が立替払する場合」を参照してください。

※労働者が死亡した場合

労働者が死亡した場合は、死亡した労働者の相続人が立替払請求者となります。

したがって、「立替払請求書」の請求者欄、振込先金融機関欄には相続人の氏名、生年月日、住所、振込先金融機関名等を記入してください。「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申請書」の記入の必要はありません。

なお、相続人が複数いる場合は代表者に請求手続きを行っていただくため、「代表者選任届出」と退職労働者が死亡されていること並びに請求者が相続人であることが明らかとなる戸籍謄本、代表者選任届に署名された全相続人の印鑑証明を添付してください。

<記入例>

		機 構 整 理 番 号	
(未払賃金の立替払事業 様式 第 8 号)			
未払賃金の立替払請求書			
賃金の支払の確保等に関する法律第7条の規定に基づき、次のとおり未払賃金の立替払を請求します。 なお、独立行政法人労働者健康安全機構が立替払をした場合は、民法第499条第1項の規定に基づき、その立替 払金の額に相当する額の賃金請求権を独立行政法人労働者健康安全機構が代位取得することを承諾します。			
独立行政法人 労働者健康安全機構理事長 殿		請求年月日 平成29 年 9 月 1 日	
請求者	フリガナ	ケンコウ タロウ	
	氏 名	健康 太郎	
	性 別	男	
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 51 年 7 月 1 日	
	〒	2 1 1 - 0 0 2 1	
現住所	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号		
	健康安全マンション2号室		
立替払請求金額	百万	拾万	万 千 百 拾 毫
	1	5	6 8 0 0 0
	円 (044) 431 - 8663		
◎立替払金振込先金融機関の指定（請求者本人名義の普通預金口座に限ります。）			
金 融 機 関 名	健 康		
フリガナ	アンゼン		
本・支店(支所)名 (出張所)	安全		
本・支店 番号	1	2	3
普通預金口座番号	1	2	3 4 5 6 7
フリガナ	ケンコウ タロウ		
口 座 名 義 人	健康 太郎		
(番号を○で囲んでください。)			
① 銀行 ② ゆうちょ銀行(郵便局) ③ 信託銀行 ④ 信用金庫 ⑤ 信用組合 ⑥ 労働金庫 ⑦ 農業協同組合(漁業協同組合は利用できません。)			
(注意事項) 1 ゆうちょ銀行を指定される方は、振込用の店名・店 番・口座番号を記入してください。 2 ゆうちょ銀行を指定される方は、預金通帳の写し(名 義人・口座番号がわかる部分)を添付してください。 3 外国籍の方(日本語に不安がある方)は、誤振込防止 のため、2と同様に預金通帳の写しを添付してください。			
川崎北税務署長殿 29 年分 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 市町村長殿			
氏 名	健康 太郎		
退職した年の 1月1日現在の 住所	〒031-0822 青森県八戸市白銀町7丁目7-7		
現 住 所	上記立替払請求書記載のとおり		
非居住者の方は国 籍名を記入	入国年月日 年 月 日		
退職所得の支払者 の住所及び名称	所 在 地	名称	独立行政法人 労働者健康安全機構
提出日 上記立替払請求書記載請求年月日のとおり 退職年月日 平成 29 年 6 月 20 日 あなたが退職した会社 における勤続期間 自平成12年 4 月 1 日 18 年 至平成29年 6 月 20 日 *1年未満の端数は切り上げる。 障害者になったことにより退職した事実の有無 有・無 1 この立替払金のほかに、前に退職手当等の支払を受けたことがある方は、この申告書には記入しないで、税務署に備 え付けてある「退職所得の受給に関する申告書(以下「税務署備付申告書」)」に必要事項を記載のうえ提出してくだ さい。また、本年中に他に退職手当等の支払を受けたことがある方は、「税務署備付申告書」に支払者が交付した「退 職所得の源泉徴収票」を添付して提出してください。 2 1 以外の方は、必ず上欄の申告書(太枠欄)に記入、押印してください。 なお、非居住者(次のいずれかに該当する人。ア 日本国内に住所も居所も有しない人。イ 日本国内に住所がなく、かつ、日本国内に引き続き居所を有している期間が1年に満たない人。)の方は、所得税法及び租税条約に基づ 課税となりますので、上欄の申告書に国籍名、入国年月日を記入してください。 3 上欄の申告書に記入がない場合又は「税務署備付申告書」の提出がない場合は、支払金額の20.42%相当額が退職所得 に係る源泉徴収税額となります。			

※ 請求書の氏名欄は、記名押印することによって代えて、自筆による署名をすることができます。
 ※ 現住所は、番地まで正確に書き添付してください。
 ※ 住宅団地・アパート・マンション・社宅・宿舍又は寄居の場合は、その名称・棟・号又は寄居先の氏名を必ず書いてください。

■ 立替払請求における請求書・証明書等の提出のしかた

「未払賃金の立替払請求書」及び「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」を記入したら、提出書類と添付書類を付け、証明書又は確認通知書を切り離さないで提出してください。

<提出先>

〒211-0021

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

独立行政法人 労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 審査課

<注意>

立替払請求書に押印がない場合、立替払金振込先金融機関の金融機関名・店名・店番・普通預金口座番号に誤りがある場合、「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」に記入・押印がない場合は、確認のため機構からお問い合わせさせていただくとともに、立替払が遅れる原因になりますので、念のために提出前に確認してください。

■ 立替払請求における各種届出一覧

届出が必要な場合	提出書類	添付書類	注意事項
立替払請求する場合	(立替払請求書の下欄にある) 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 (11ページ参照)	—	- 立替払金は租税特別措置法により退職所得として扱われます。 - 必ず申告書に記入・押印してください。 - 記入・押印がない場合は、立替払額の20%相当額が源泉徴収されます。
他の退職所得がある場合 (中小企業退職金共済制度等の退職金等)	(税務署備付) 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 (11ページ参照)	当該退職所得に係る源泉徴収票の写し	- 申告書は国税庁又は機構のホームページからダウンロード可能です。 - 個人番号 (マイナンバー) は記入していただく必要はありません。
ゆうちょ銀行を振込先に指定する場合 (10ページ参照)	—	貯金通帳の写し	貯金通帳は、表紙の裏側部分 (他金融機関への振込用の店名・店番・口座番号記載部分) の写し。
外国人が立替払請求する場合 (10、13ページ参照)	立替払請求書	- 預金通帳の写し - 在留カード (両面) 及びパスポートの写し	- 預金通帳は、表紙の裏側部分 (金融機関名・支店名・口座番号・名義人等記載部分) の写し。 - パスポートは、顔写真のあるページ及び日本国入国日・出国日の記載された全ページの写し。(13ページ6参照) - 海外送金を希望される場合は別途書類が必要となりますので、当機構にお問い合わせください。(10ページ6(5)参照)
氏名を変更した場合	未払賃金の立替払請求者の氏名・住所・振込先金融機関変更届 (11ページ参照)	戸籍謄本又は戸籍抄本	氏名の変更が分かる部分の写し
住所を変更した場合		自動車運転免許証の写し (表・裏)、住民票の写し等	「住民票の写し」は、本籍地、個人番号 (マイナンバー) が記載されていないものを提出してください。
振込先金融機関を変更する場合		変更する振込先金融機関の通帳の写し	振込先金融機関の通帳は、表紙の裏側部分 (金融機関名・支店名・口座番号・名義人等記載部分) の写し。
労働者が死亡した場合 (13ページ参照)	代表者選任届	- 退職労働者が死亡していること並びに請求者が相続人であることが明らかとなる戸籍謄本 - 代表者選任届に署名された全相続人の印鑑証明	- 請求者は相続人になります。 - 立替払請求書の下欄にある退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書の記入・押印は不要です。

※提出書類の様式は機構のホームページからダウンロード可能です。